

マリン・ プロフェッショナル

Japan Marine Construction
Engineering Association



CONTENTS

VOL. 136

海技協会報

01 巻頭言

会長メッセージ:通常総会を終えて

一般社団法人日本海上起重技術協会

会長 寄神 茂之

02 協会活動

- ・ 第34回通常総会報告
- ・ 建設技能者の能力評価制度について
一般社団法人 日本海上起重技術協会 専務理事 野澤 良一
- ・ 特定技能外国人の受入のための体制整備について
一般社団法人 日本海上起重技術協会 専務理事 野澤 良一
- ・ 「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の
講習・試験について
一般社団法人 日本海上起重技術協会

12 マリーンニュース「事務局だより」

14 インフォメーション「お知らせコーナー・販売図書案内」

会長メッセージ 通常総会を終えて



一般社団法人日本海上起重技術協会 会長

寄神 茂之

会報7月号は、通常総会のご報告をするところですが、今年度は総会が通常の形で開催できず、皆さんから委任状を提出していただきました。本来であれば、総会にはできるだけ多くの会員の皆様にご出席いただき、国土交通省の方々、協会を応援いただいている国会議員の先生方、関係する他の協会の方々とお話する場でもあります。それが、出席しないようお願いすることとなるとは、今更ながら残念な気持ちで一杯です。

その原因であった新型コロナウイルス感染症については、5月26日に緊急事態宣言が全面解除されました。しかし、その後の感染状況は終息に向かっておらず、不安感がぬぐえないのが実感です。

今年度、特に、総会以降の協会活動について、少しお話しします。

今年の通常総会では、定款の変更を行いました。昨年度より、建設キャリアアップシステム（建設技能者の就業記録、保有資格、社会保険加入状況等を記録するデータベース）が本格稼働しています。このシステムでは、能力に応じ色分けしたカードが付与される仕組みとなっており、その判定のための能力評価基準を各

専門工事業団体が策定することとされました。当協会でも、海上起重技能者の能力評価事業を行うため、定款の変更を提案したのですが、皆様よりご承認いただき、本事業を6月1日からスタートさせました。

また、特定技能外国人の受入に関しては、本年2月28日付けで海洋土木工が新たな職種として認められました。昨年度より国土交通省港湾局のご指導の下、港湾建設関係の協会が連携してこの問題に取り組んで参りましたが、一つの山を越えました。そして、6月9日には、港湾建設関係5団体による「港湾関係特定技能外国人受け入れ検討協議会」（会長：林田博日本港湾空港建設協会連合会会長）が設置されました。今後は、いよいよ、海外で特定技能外国人の訓練・試験を行うための活動に力点が移ります。海技協としても本協議会の一員として力を尽くして参ります。

注）「海上起重技能者の能力評価」及び「特定技能外国人の受入」は、後記の「協会活動」で詳しく触れます。参照して下さい。

新年度になってから、既に3ヶ月が経過しました。通常ですと、この間に多数の支部総会が行われているのですが、6月までに予定された支部総会は、全て書面決議となりました。また、専門委員会等の活動も、会合を開くことなしに資料の送付等で行うことにしました。このように協会活動も縮小を余儀なくされているところですが、今後も、このような状況が続くことが懸念されます。

しかし、心配ばかりもしてられません。われわれ海技協の役割は、海上工事をしっかり行うことです。緊急事態宣言解除後は、「活動自粛」から「感染防止を図りつつ経済活動を進める」に方針が変わっています。そのため、港湾建設関係5団体が、「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」をとりまとめています。会員の皆様が働く会社、作業現場、そして、作業船で防止対策に取り組んでいただき、改善していくことでより効果的なガイドラインになると思いますので、よろしくお願い致します。

いずれにしろ、しっかりと感染拡大防止に取り組み、地域の建設業として経済を支え、住民の方々に安全・安心を届けてまいります。

最後に、協会運営に対する変わらぬご支援をお願い申し上げます。会長メッセージといたします。

第34回通常総会報告

一般社団法人日本海上起重技術協会は、去る5月14日(木)第34回通常総会を海技協会議室において開催しました。

今回の通常総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、政府より、多数の人が集まるイベントの自粛要請が出され、多くの行事が中止になっていることから、この状況を踏まえ、東京都内で開催を予定しておりました通常総会については、通常で開催形式から書面による決議の形を取ることに致しました。また、総会終了後の懇親パーティーも中止することと致しました。

書面による決議の形と致しまして、会員の皆様から議決権を行使する委任状をいただき、それにより議案の採決を取らせていただくこととしました。

総会は、協会本部の会議室にて寄神会長のみのが出席され、寄神会長が議長となり行われました。委任状は正会員214社中199社から提出され、事務局より各議案が報告されそれに対する委任状の賛否を議長に報告し、全ての議案が原案どおり承認されました。

◆第34回通常総会

- | | |
|---------|--|
| 1. 開催日時 | 令和2年5月14日(木) 15:00～ |
| 2. 開催場所 | 海技協会議室 |
| 3. 総会議案 | 報告事項① 令和元年度事業報告の件
第1号議案 令和元年度収支決算の件
報告事項② 令和2年度事業計画の件
報告事項③ 令和2年度収支予算の件
第2号議案 定款変更の件 |

上記議案のうち報告事項①～報告事項③の内容につきましては、「海技協ホームページ」の「海技協とは」の中の「8. 事業報告等」に掲載しておりますので、ご覧ください。

◆協会長表彰

通常総会終了後に行われておりました、協会長表彰の授与式も中止されたため、感謝状、表彰状並びに副賞は、被表彰者の所属会社へ送らせていただき、被表彰者には所属会社より渡していただきました。

●特別功労者（専門委員会委員）

協会表彰規程第3条による協会発展特別功労者への感謝状贈呈者

氏名	経歴	備考
東山 茂	技術認定委員会委員長 (H26～R1)	
本田 隆	広報委員会委員 (H25～R1)	
浜野 悦雄	技術認定委員会委員 (H17～R1) 技術委員会委員 (H17～R1)	
原田 英知	技術委員会委員 (H26～R1)	

●会員会社の役職員表彰

協会表彰規程第5条による業務精励功労者への表彰状贈呈者

支部	氏名	所属会社	職名
北海道	砂子澤 正幸	(株)南組	取締役工事部長
北海道	久々湊 慎	(株)西村組	船団長
中部	戸塚 勝則	大石建設(株)	工事部参与
近畿	好田 勝之	寄神建設(株)	技術研究所長兼技術計画部長
九州	濱田 英一	(株)植村組	工事長



砂子澤 正幸 氏
(株)南組



久々湊 慎 氏
(株)西村組



戸塚 勝則 氏
大石建設(株)



好田 勝之 氏
寄神建設(株)



濱田 英一 氏
(株)植村組

建設技能者の能力評価制度について

一般社団法人 日本海上起重技術協会 専務理事 野澤 良一

本制度は、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）と連動して、建設技能者の能力を評価（4段階のレベル判定）するものです。

レベル判定は、CCUSと連動していますので、評価対象技能者はCCUSに技能者登録していることが前提になります。また、レベル判定の申請者は、所属事業者（会社）となりますが、CCUSに事業者登録されていることが必要です。技能者本人が申請することはできません。

この能力評価を行うため、登録基幹技能者講習実施機関（50協会）は、「建設技能者能力評価制度推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設立し、国土交通省が開発したレベル判定システムを用いて、本年4月1日より能力評価をスタートさせました。

当協会は、海上工事に携わる方の能力評価を行うため、能力評価実施機関の一つとして「協議会」に所属するとともに、定款を変更して協会の事業に「建設技能者の能力評価事業」を位置づけ、6月1日より評価を開始しました。

なお、これに合わせ、協会HP（トップページ）にリンクリストを設け、協会HP経由でレベル判定システムにログインできるようにしました。

【能力評価を行う上でのポイント】

- 能力評価の対象になる技能者
 - ・能力評価基準が策定された35職種の技能者
 - ※海技協が評価基準を策定したのは、海上工事に携わる方で、「海上起重技能者」と称します。
 - ・CCUSに技能者登録されている技能者
- 能力評価の申請者
 - ・能力評価の対象になる技能者が勤めている会社（所属事業者）
 - ※技能者本人による申請はできません
- 能力評価の方法
 - ・申請者が、レベル判定システムにログインしデータを入力
 - ・入力項目には、「必須」と「任意」があります
 - ※データの訂正をする場合、CCUSのデータ訂正を先に行わなければならない場合があります（CCUSと連動するシステムのため）

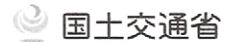
また、能力評価全体の課題としては、以下のことが挙げられており、国土交通省は改善に取り組むとしています。

【現状の課題と対応の方向性(案)】

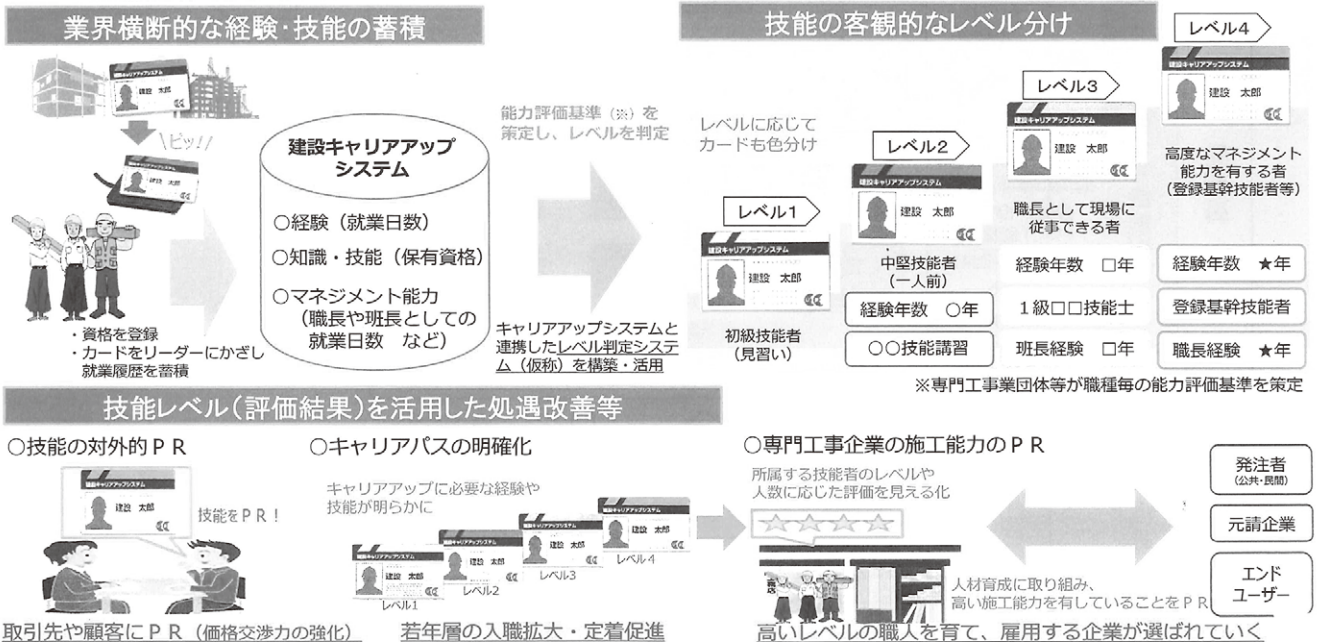
- ①現状では35職種の技能者が能力評価の対象である
⇒既存35職種以外の技能者や多能工等に対する評価手法を検討すべきではないか
- ②現状では、就業日数や保有資格、職長等の就業日数を基にレベル判定
⇒就業日数や保有資格等の客観的指標以外に、仕事の出来栄やコミュニケーション能力等も評価指標に加えるべきではないか(例えば、現場代理人等の推薦や社内での評価・表彰、賃金(年収)実績等についても能力評価の指標として加えるべきではないか)
- ③現状では、職種に関係する専門工事業団体が能力評価を実施
⇒専門工事業団体以外の、例えば元請団体やハウスメーカー団体等についても、能力評価の実施主体として参画すべきではないか
- ④現状では、能力評価基準に基づき4段階(レベル1~4)のレベル判定を実施
⇒レベル4の中でもさらに能力が高い技能者を対象に、新たなレベル(レベル5)を設定すべきではないか

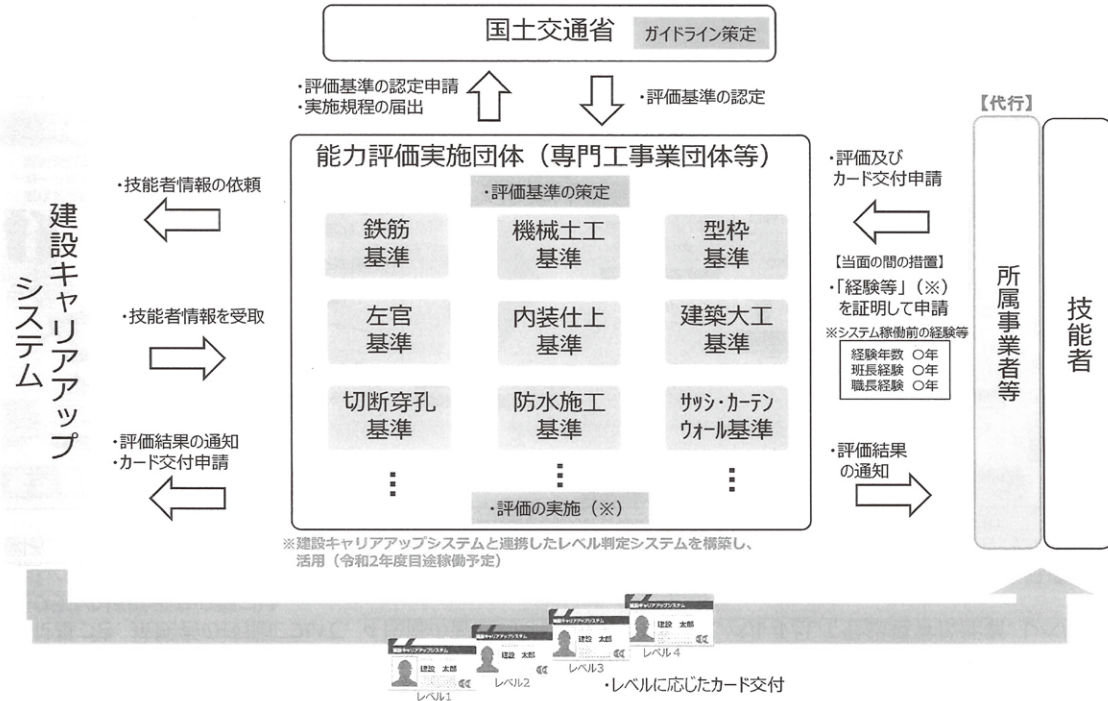
※第4回 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(R2.6.15)資料より抜粋

UP 建設技能者の能力評価制度(概要)



- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
 - 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
 - 技能レベル(評価結果)を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。
- ※第6回専門工事業企業の施工能力の見える化等に関する検討会(平成31年3月6日)において了承、建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行





【建設技能者能力評価制度推進協議会(会長:才賀清二郎 建専連 会長)】

- ◎ 全ての能力評価実施機関が参加する協議会
 - 能力評価制度の基本的方針の調整を行う
 - 国土交通省が保有する「レベル判定システム」の運営・維持管理を行う
 - 能力評価の手数料徴収、各種契約、収支管理、周知普及(全ての能力評価実施機関に共通する業務)
 - ※「能力評価は、登録基幹技能者講習実施機関が行うこと」と、国土交通省のガイドラインに規定されています。
- 海技協を含め、35職種51団体が本協議会に参加します

海技協は、能力評価実施機関の一つとして、海上工事に携わる方(名称:海上起重技能者)の能力評価を行う

【海技協】

- 海技協は、能力評価実施規程及び能力評価基準を作成し、能力評価に取り組む
- 能力評価を協会の事業として行うために、能力評価実施規程を策定(国土交通省に届け出)
 - 能力評価を公平に行うために、能力評価基準を策定(国土交通省が認定)

<能力評価実施規程>

- 海技協が、能力評価事業を行うための規程
 - ・能力評価事業を始める時期 令和2年6月1日
 - ・能力の評価は、国土交通省が保有する「レベル判定システム」で行う
 - ・申請者の要件 建設キャリアアップシステムの登録者であること
 - ・能力評価の申込方法 協会HPより、国土交通省のレベル判定システムに入ることが可能
 - ・経歴については、経歴証明書を所属事務所等が提出(キャリアアップシステム登録のデータと合算)
 - ・評価手数料 4,000円(税込)
- ※キャリアアップカードの更新手数料1,000円(税込)を含む(協議会が徴収)

<能力評価基準>

○海技協が、技能者のレベルを判定するための基準

- ・能力評価基準の対象職種は、作業船により海上工事に従事する技能者(海上起重技能者)
- ※現状は、全ての職種の技能者の方が、「能力評価」を受けられるようにはなっていません。
- 海技協は、従前より、作業船に乗船し、海上工事を行う技能者の方々の資格認定を実施
- ・全ての技能者に共通する3つの指標(就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数)
- ・具体的なレベルの基準は以下のとおり

レベル1~4の基準の一覧

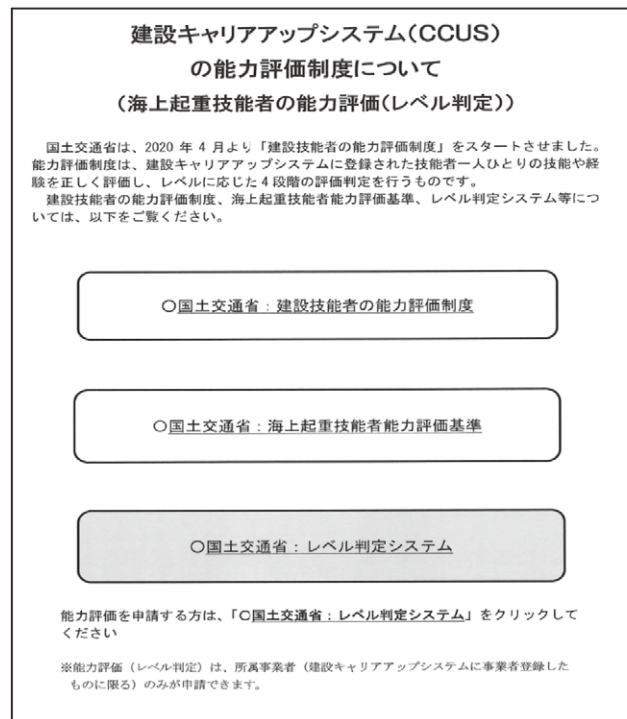
レベル	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル 4	就業日数が2,150日(10年)以上	●登録海上起重基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2及び3の保有資格	職長としての就業日数が645日(3年)以上
レベル 3	就業日数が1,075日(5年)以上	・海上起重作業管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の保有資格	職長又は班長としての就業日数が215日(1年)以上
レベル 2	就業日数が430日(2年)以上	●玉掛け技能講習 ●一級又は二級小型船舶操縦士	
レベル 1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2からレベル4までの判定を受けていない技能者		

注) ●印の保有資格は、いずれかの保有で可

○ 国土交通省のレベル判定システムへのリンクリストを設け、海技協のHPにシステムへの入り口を確保
※ レベル判定システムは、国土交通省が開発・保有しているシステムです



海技協HP トップページ



能力評価のページ

特定技能外国人の受入のための体制整備について

一般社団法人 日本海上起重技術協会 専務理事 野澤 良一

政府は、特定の技能を有する外国人を受け入れることができるよう、出入国管理及び難民認定法を改正し、平成31年4月1日より特定技能外国人の受け入れが開始されました。その特徴としては、母国で訓練・試験を行い、所定の技能水準に達した者に入国許可を与える点ですが、それぞれの職業分野で求められる技能が異なることから、それぞれの専門業界が主体となり訓練・試験を行うことが必要です。

建設分野では、型枠・鉄筋等の専門工事11職種が先行して、平成31年4月1日に受入対象職種として認められました。港湾・海洋で働く技能者（海洋土木工）は、この時点で対象職種にはありませんでしたが、職種の追加は認められておりましたので、港湾局のご指導の下に関係協会が連携して追加認定に向けて取り組み、令和2年2月28日に認定（閣議決定）されました。

国内の手続きは、大きなヤマを越えましたが、「母国で訓練・試験を行う」という現実的には大きな問題が残っています。こうした課題に対応するため、港湾建設関係5団体※は、連携・協働することとしました。

※港湾建設関係5団体とは、日本港湾空港建設協会連合会<日港連>、(一社)日本埋没浚渫協会<埋没協会>、全国浚渫業協会<全浚>、全国ポンプ・圧送船協会<P圧協>、(一社)日本海上起重技術協会<海技協>です。

1. 港湾関係特定技能外国人受入検討協議会の設立

- 特定技能外国人の受入が可能になるよう、関係5団体が協議会を設けて取り組むことを、港湾局から提起されていましたが、日港連が事務局となり、6月9日に第1回協議会（設立総会）が開催されました。
- 第1回協議会では、日港連の林田会長を協議会長に選出しました。また、協議会規約を承認するとともに今後の進め方について協議しました。
- 6月12日には、実務者レベルの会合（技術WG）が開催され、海洋土木工の紹介ビデオの作成、講習テキストの作成の考え方、ベトナムにおける受け入れルートの構築等について話し合いました。

2. 港湾関係特定技能外国人受入の体制強化（日港連 外国人材センター）

- この外国人材受入制度は、相手国において訓練及び試験を行い、所定の技能水準に達している者を入国させるスキームです。これからの協議会の作業は現地で行う訓練と試験の準備が主となります。
- そのため、日港連では外国人材センターを設立し、事務局長に国際業務経験を有する専任職員を迎え入れています。

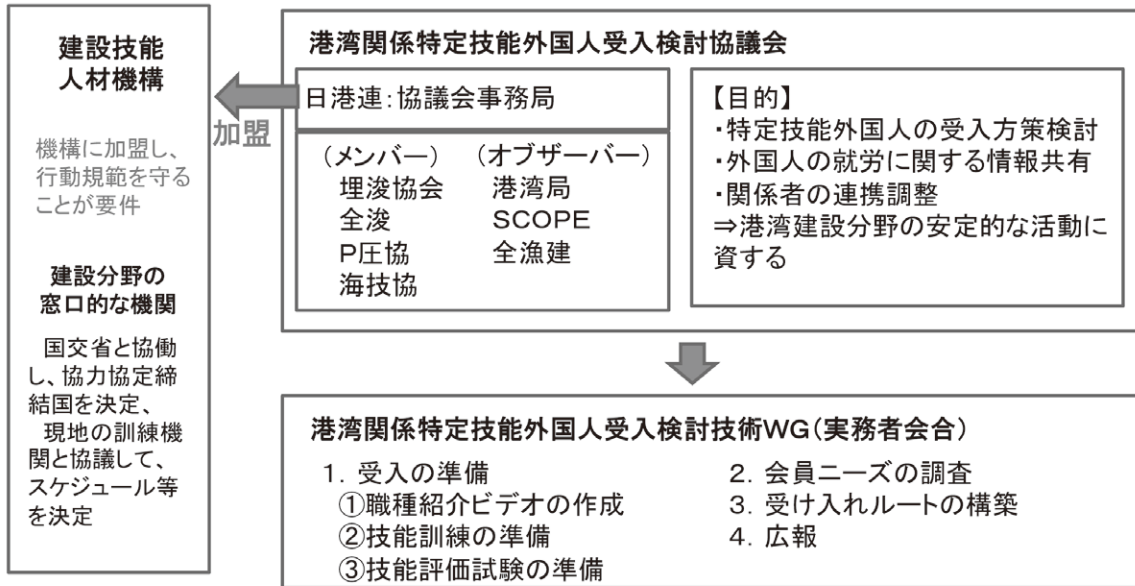
3. (一社) 建設技能人材機構（JAC）への加盟

- JACへは、受け入れ企業が所属する団体（協会）がJACに加盟すれば、受け入れ企業がJACに加盟したことになります。
- 関係5団体の会員は、それぞれの協会に重複加盟していることから、最も多くの会員を擁する日港連が代表してJACに加盟することにしました。
- 6月4日にJACの総会が開催され、日港連の加盟が承認されました。
- 特定技能外国人の受け入れ意向がある会員は、日港連の会員でない場合日港連への加盟をお願いします。

本件について、今後は、海外で訓練・試験を行うための活動が、主となってきます。海技協は、港湾関係特定技能外国人受入検討協議会の一員として努力するとともに、活動の状況を会員の皆さんにお知らせすることで、特定技能外国人の受入のお役に立っていきたいと思います。

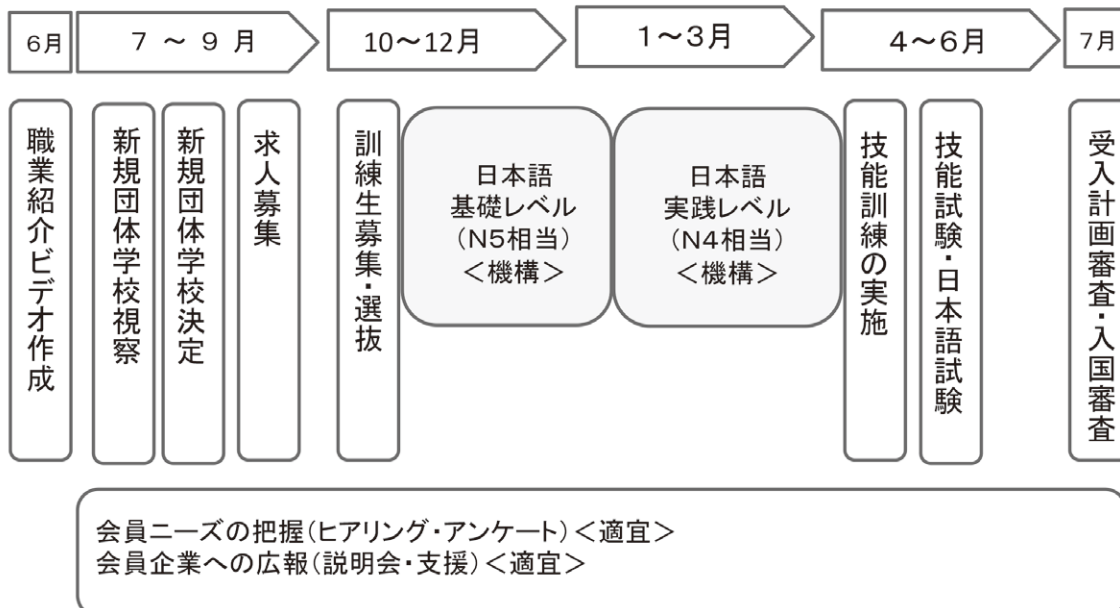
特定技能外国人受入の体制整備

- (一社)建設技能人材機構には、日港連が港湾関係団体を代表して加盟
※受入を希望する会社は、日港連に加盟してください
- 日港連が、外国人材センターを設置し、国際経験豊富な専任職員を迎え入れ
- 港湾建設関係5団体は、港湾関係特定技能外国人受入検討協議会を設置【事務局:日港連】
- 協議会には、技術WGを設け実務的な対応を行う



受入に向けたスケジュール(案)

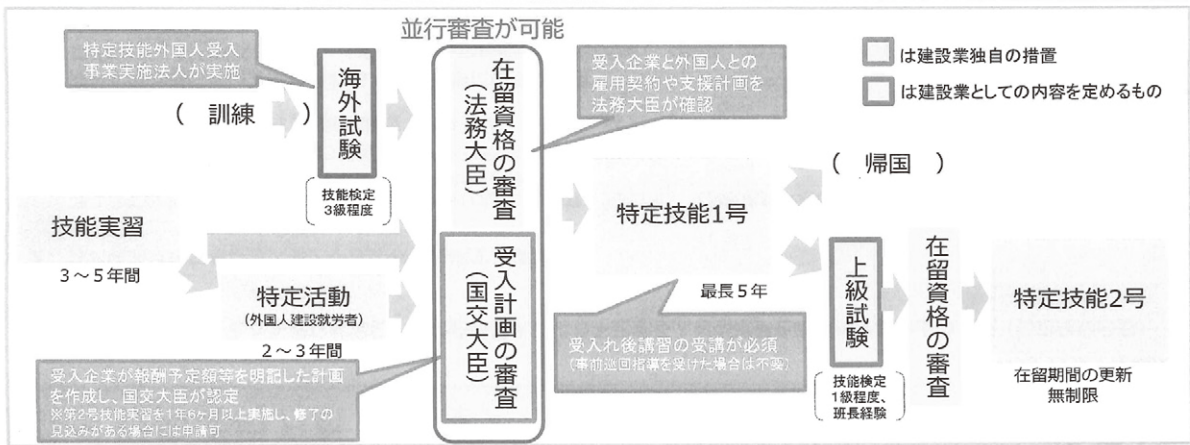
- ベトナム国で、教育訓練・試験を行う予定
- 入国・就労開始までの手続きの内容、スケジュールは以下のとおり(技術WG資料より)
- ※新型コロナウィルス感染症の状況により、変わる可能性がある



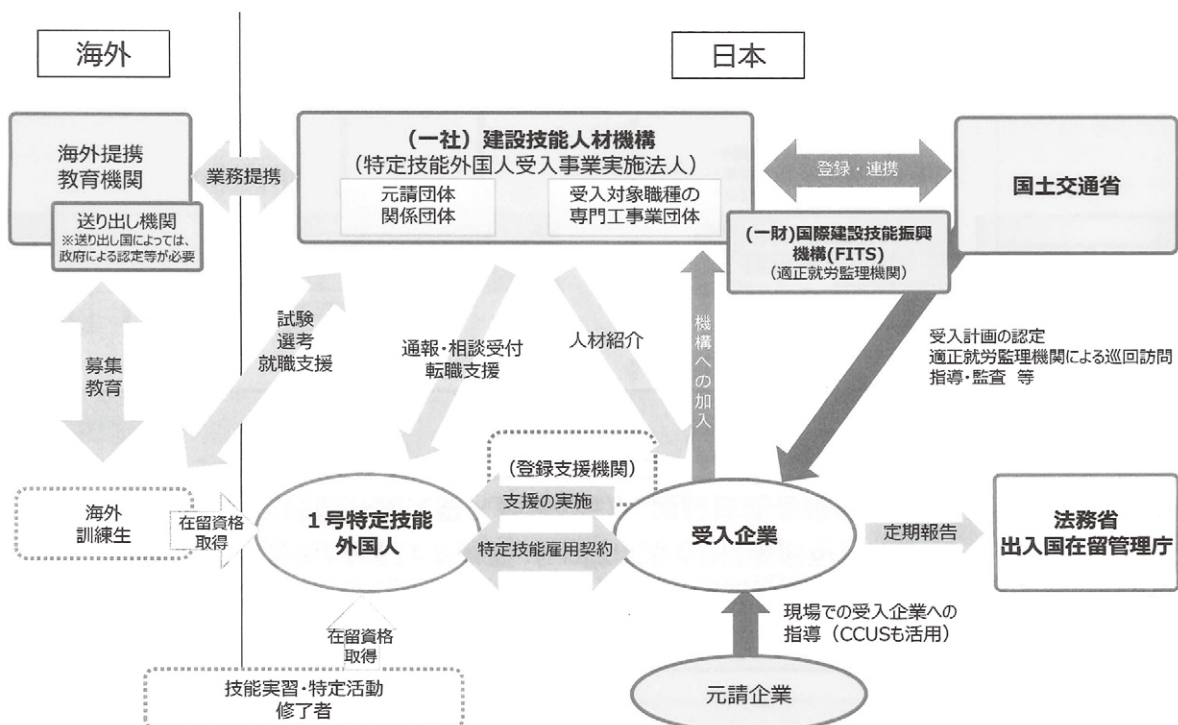
国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の在留資格の審査と並行し、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ① 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ② 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③ 特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦ 国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



機構と関係機関との業務関連イメージ(建設分野)



「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の講習・試験について

一般社団法人 日本海上起重技術協会

海技協では、標記の2つの資格について、講習・試験を実施しております。本年は、新型コロナウイルス感染症の影響から、「講習は行うのか?」というお問い合わせをいただきます。先のことは誰にも予想できませんので、「計画通り実施する予定です」とお答えしていますが、現状についてお知らせします。

登録基幹技能者は、国土交通省の登録資格です。同省より、3月に開催自粛・延期の要請がなされていましたが、緊急事態宣言解除を受け、6月3日に解除されました。この日より、感染予防ための取組を実施の上、開催することが可能となりました。

2つの資格とも、7月10日が申込の期限です。この会報が発行される頃には受講者が決まっておりますので、もしも、中止要請がなされることとなれば、受講者の方には速やかにお知らせして参ります。

<参考:講習・試験の日程>

【海上起重作業管理技士】

東京会場	令和2年10月1日(木)	飯田橋レインボービル
大阪会場	令和2年10月9日(金)	大阪科学技術センター

【登録海上起重基幹技能者】

東京会場	令和2年10月15日(木)～16日(金)	飯田橋レインボービル
大阪会場	令和2年10月29日(木)～30日(金)	大阪科学技術センター

【更新講習(両資格とも)】

東京会場	令和2年9月11日(金)	飯田橋レインボービル
神戸会場	令和2年9月18日(金)	兵庫県民会館
福岡会場	令和2年9月25日(金)	福岡商工会議所
札幌会場	令和2年11月6日(金)	北農健保会館

講習会の開催に当たっては、感染拡大防止対策を採った上で行うこととします。主催者側でも、ソーシャルディスタンスを確保した会場使用(席の配置)や、講義に伴う飛沫拡散対策、消毒用アルコールの準備等を行います。受講者本人にも、以下に示すような対策を求めて参ります(受講者本人には書面でお知らせします)。

- ①マスクの着用(特に、講義中)
- ②手指の消毒の励行(洗面所での手洗い、消毒用アルコールの使用)
- ③待合室や食事中、喫煙室内での密集を避ける
- ④会場における受付時の検温の実施(具合の悪い方はお帰り頂く)
- ⑤受講中に具合が悪くなった場合の申し出

※④⑤で、受講ができなくなった方は、本人の責任ではありませんので、不利益にならないようにいたします

講習会は、全国各地から人が集まることとなります。もしも、受講者や事務局に感染した者がいた場合、広い範囲に感染が拡大するおそれがあります。講習会場での適切な対応とともに、前日の夜などのプライベートな時間においても、ご注意ください。どうぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

マリーンニュース 事務局だより

本部活動

◇第90回 理事会

第90回理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常の開催形式ではなく、当協会定款第32条第2項により書面による決議に変更し行われました。

理事から議決権行使書を、また、監事から意見表明書をそれぞれいただき、各議案とも了承されました。

- 第1号議案 令和元年度事業報告の件
- 第2号議案 令和元年度収支決算の件
- 第3号議案 第34回通常総会開催について
- 第4号議案 海上起重技能者能力評価実施規程の件
- 第5号議案 その他議案の件
 - 1. 会員の入会に関する件
 - 2. 協会長表彰候補者に関する件

令和2年6月26日

◇「登録海上起重基幹技能者」等講習試験委員会、 技術講習会講師合同会議

1. 令和2年度講習試験及び更新講習の実施計画(案)
2. 令和2年度認定、講習試験問題作成方針(案)
3. 認定等試験委員会審議事項及び協会関連業務
4. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた講習会運営方針(案)
5. 建設キャリアアップシステムの能力評価制度
6. その他

支 部

◇北海道支部総会

当初4月15日に通常総会を開催する予定で準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた措置を講じる必要があることから、令和2年度支部通常総会の招集を回避し、会員には書面により議案の議決権を行使していただくこととしました。

結果は、全ての議案について、過半数以上の賛成をもって可決されました。

- 第1号議案 平成31年度・令和元年度事業報告について
- 第2号議案 平成31年度・令和元年度収支決算について
- 第3号議案 令和2年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和2年度収支予算(案)について

◇東北支部総会

令和2年度の役員会及び支部総会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「書面による議決」で開催しました。

議案内容は以下のとおりです。

- 第1号議案 支部活動等の事業実施経過報告
- 第2号議案 令和元年度 収支決算報告及び会計監査報告
- 第3号議案 令和2年度 事業計画(案)及び収支予算(案)

これらの議案はすべて全会一致で可決されました。

なお、役員人事について若干の変更がありましたので、あわせてご報告いたしました。

◇関東支部総会

第25回関東支部総会を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面総会での開催を了承いただき、令和2年5月13日(水)書面にて開催致しました。

会員18社のうち過半数以上の賛成をいただき、議案はすべて原案通り承認されました。

- 第1号議案 令和元年度 活動報告
- 第2号議案 令和元年度 収支決算報告及び 監査報告
- 第3号議案 役員選出(非改選)
- 第4号議案 令和2年度 事業計画(案)
- 第5号議案 令和2年度 収支予算(案)
- 第6号議案 その他

◇北陸支部総会

令和2年度の北陸支部総会(本間達郎支部長)は、新型コロナウイルスへの対応として、都府県域を越えた参加形式は取らずに、書面による議決とさせていただきます。

- 第1号議案 令和元年度事業報告について
- 第2号議案 令和元年度収支決算について
- 第3号議案 令和2年度事業計画案について
- 第4号議案 令和2年度収支予算案について

結果、北陸支部会員19社のうち、全会員から全議案に対して賛成表決があり、令和2年度は、以下(1)から(4)に掲げる事業活動を行うこととなりました。

- (1)港湾・海岸関係事業に関する意見交換会・要望等の活動
- (2)海上施工技術及び安全対策等に関する調査と講習会の実施
- (3)海上起重事業等を取り巻く情勢変化に対する本部事業との連携
- (4)会員の勧誘促進・会員間の連携・啓発及び組織の充実

◇四国支部総会

令和2年度四国支部の通常総会を、令和2年6月10日(金)に開催いたしました。今回の総会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、通常の会員を集めての開催ではなく、各議案に対する賛否を表示したの委任状を議長(支部長)宛徴収し、議長のみでの参加形式で開催いたしました。

結果は、下記の両議案ともに原案どおり承認されました。

- 第1号議案 令和元年度事業報告及び決算報告について
- 第2号議案 令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

◇九州支部総会

当初4月13日に通常総会を開催する予定で準備を進めておりましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にあることから、開催を見送ることとし、議案の審議を書面決議へと変更しました。

その結果、支部会員23社中23社から書面表決表の提出があり、第1号議案、第2号議案ともすべて賛成でしたので可決されました。

- 第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算報告について
- 第2号議案 令和2年度事業計画(案)及び予算案(案)について

●お知らせコーナー●

1

安全啓蒙ポスター 配布のお知らせ

毎年度「安全ポスター」を作成し、作業員一人一人の意識向上、啓蒙に役立つこと、及び海上起重作業船団の更なる安全運航に寄与することを願うものであります。

会員への配布

「安全ポスター」は、会員には5部配布し、また発注関係官公庁にも配布しております。なお、部数に余裕がありますので、増配布を希望される会員は協会事務局へ申し出て下さい。



「安全ポスター」

2

(4月以降掲載分)

海技協ホームページ「会員専用ページ」の掲載事項

〔関係通達〕

- 「公共事業労務費調査(令和2年10月調査)の実施について」(令和2年6月22日)

〔協会活動〕

- 本部活動報告(令和2年4・5月期)

〔協会からのお知らせ〕

- 「令和2年度港湾工事請負積算基準等の改定」及び「令和2年度直轄事業の実施」について(令和2年4月)
- 令和元年度事業報告及び令和元年度収支決算(令和2年4月23日)
- 建設キャリアアップシステムの「業務再開」について
- 建設キャリアアップシステム通信(第23号 2020年6月)
- 港湾空港直轄工事の事故発生状況について(令和2年6月)

(注)会員専用ページは、随時更新していますのでご利用下さい。

「会員専用ページ」を開くためには「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。当協会事務担当者にお尋ね下さい。

3

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- 港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドラインの策定

港湾関係5団体(埋立浚渫協会、日本港湾空港建設協会連合会、日本潜水協会、日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会)による「港湾空港建設業の新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」を策定しました。これは、海上工事において作業船等の資機材を使用して業務を行うとの共通の課題を有する港湾空港建設事業者が、継続的にその責務を果たしていくために必要な感染拡大予防対策を協力して適切に講じていくことが必要であることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対処方針など、政府の諸決定を踏まえ策定しました。同ガイドラインは、当協会ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」に掲載してあります。

- 【新型コロナウイルス対策】建設業関係支援策

国土交通省は、建設業関係の支援策を「資金繰り関係、税制関係、雇用対策関係、給付金関係、その他(事業再開・設備投資)支援関係」に区分して国土交通省のホームページに掲載しております。次頁にその概要を掲載しましたので参考にして下さい。

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策① (二次補正後)

資金繰り関係

建設業向け金融事業 [別添①、②]

○地域建設業経営強化融資制度
 ・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。
 また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。
 ○下請債権保全支援事業
 ・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、早期に資金化することが可能となります。
 <金融支援事業について> <https://www.kensetsu-kinin.or.jp/saimu/index.html>

支援内容一覧 [別添③]

セーフティネット保証4号・5号の対象拡大 [別添④]

・売上高が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証(※)を受けることができます。
 (※)一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証
 4号保証(地域指定)・・・3/23(47都道府県が指定)
 5号保証(業種指定)・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用 [別添⑤]

・セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。
 ⇒セーフティネット保証枠と併せて最大5.6億円の信用保証別枠の確保が可能

民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添⑥]

・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。
 <対象要件>セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。
 ※2次補正で利子上限額が引き上げ

セーフティネット貸付の要件緩和 [別添⑦]

・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

無利子・無担保融資 [別添⑧~⑪]

※2次補正措置あり

○日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付
 ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。
 ○商工中金による危機対応融資
 ・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。
 ○マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)
 ・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。
 ○特別利子補給制度
 ・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫]

※2次補正措置あり

・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添⑬]

・(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付する制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置 [別添⑭]

・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

DBJ・商工中金による危機対応融資 [別添⑮]

・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

中小企業向け資本金性資金供給・資本増強支援事業 [別添⑯]

新規

・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組み持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例 [別添⑰]

■給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象
 ■貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)
 ■償還期限：2年以内 ■貸付利子：無利子

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策② (二次補正後)

資金繰り関係

税制関係

納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添⑱]

・2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。
 ・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付 [別添⑲]

・資本金1億円以下の中小企業は、前年度赤字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。
 ・今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

固定資産税等の軽減 [別添⑳]

・中小企業・小規模事業者の税負担を軽減のため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

簡易課税制度の適用に関する特例 [別添㉑]

・影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができます。
 ※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能。
 <税制関係特例について> https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

雇用対策関係

雇用調整助成金 (緊急雇用安定助成金)

[別添㉒-1] (詳細は別添㉒-2)

拡充

・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。今般、助成内容・対象が大幅に緩和。
 ■助成内容・対象
 >休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
 >解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)
 >雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 など
 ■受給要件
 >支給限度日数は通常1年間で100日までであるが、緊急対応期間(4/1~9/30)は、年間支給限度日数とは別に本助成金が利用可能
 >生産指標の要件を緩和
 >事業所設置後1年未満も対象 など
 ■主な2次補正拡充内容
 ・上限額が1人1日当たり1万5000円まで拡充、出向期間の条件が緩和
 ・上記赤枠部(解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充、対応期間延長)
 ※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。詳細は下記参照ください。
 <雇用調整助成金について> https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00004.html

小学校休業等対応助成金 [別添㉒]

・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、
 ①労働者(保護者)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成
 ②委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。
 ■給付額
 ①【事業主向け】
 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10
 ※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円)
 ②【個人向け】
 就業できなかった日について、1日あたり4,100円定額
 ※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額
 ■給付対象者
 ①【事業主向け】子ども(※)の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
 ②【個人向け】子ども(※)の世話をを行う必要となった保護者で、一定の要件(個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている)を満たす方
 (※)A:臨時休業等した小学校等に通う子ども
 B:感染などにより休む必要がある子ども
 <小学校休業等対応助成金について> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策③ (二次補正後)

給付金関係

持続化給付金 [別添②-1]

(詳細は、中小法人等向け[別添②-2]、個人事業者等向け[別添②-3])

- ・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。
- 給付額
 - ・法人は200万円、個人事業者等は100万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)
- 給付対象者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が全年同月比で50%以上減少
- <計算方法>
 - 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)
- ・事業収入を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

<持続化給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金特別定額給付金(仮称)

新規

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施。
- 給付額
 - 中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給

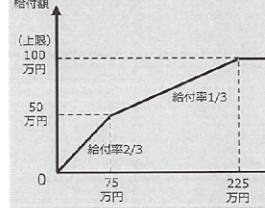
※なお、本給付金等に係る雇用保険法の臨時特例等に関する法律案が成立したところではありますが、詳細な内容はまだ公表されておりませんが、後日更新されましたらご案内いたします。
法案については、下記参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf>

家賃支援給付金(仮称)の創設 [別添⑤]

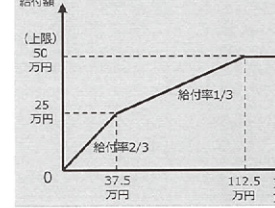
新規

- ・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。
- 給付対象者
 - ・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5~12月において以下のいずれかに該当する者
 - ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - ②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少
- 給付額・給付率
 - ・申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。
 - 法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

<法人事業者：1か月あたり月額>



<個人事業者：1か月あたり月額>



<特別家賃支援給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

特別定額給付金 [別添⑥]

- 給付額
 - ・給付対象者1人につき10万円
 - 給付対象者
 - ・基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者
 - ※収入による条件はありません。
- <特別定額給付金について> <https://www.kyufukin.soumu.go.jp>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策④ (二次補正後)

その他(事業再開・設備投資等)支援関係

生産性革新推進事業による

事業再開支援パッケージ [別添⑦]

拡充

「通常枠」に加え、新型コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設け、事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金(取組開始等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※			
ものづくり補助金(設備導入)	1,000万円・1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10)			
IT導入補助金(IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

- 【事業再開の枠の対象】
業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策
- ・消毒、マスク、清掃
 - ・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニールシート等)
 - ・換気設備
 - ・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、サーモカメラ、キールシステム等)
 - ・掲示・アナウンス(従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの)

- 【特別枠の申請要件】
補助経費の1/6以上が、下記のいずれかに合致する取組であること
- ・類型A: サプライチェーンの設備への対応
(例) 部品調達困難による部品内製化
 - ・類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換
(例) 自動精算機、キャッシュレス決済導入
 - ・類型C: テレワーク環境の整備
(例) WEB会議システム等の導入

<中小規模・生産性革新推進事業ポータルサイト> <https://seisansei.smrj.go.jp/>

厚生年金保険料等の猶予制度 [別添⑧]

- ・厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、換価の猶予又は納付の猶予が認められる場合があります。
- > 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- > 財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。
- > 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。
- ・また、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)について、特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、徴収猶予を行うことが可能。

働き方改革推進支援助成金 [別添⑨]

- ・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

中小企業強靱化対策事業 [別添⑩]

- ・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。
 - > 新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援
 - > 認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援などを受けることが可能
- <事業継続力強化計画について>
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

税制関係

固定資産税の特例の拡充・延長 [別添⑪]

- ・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間固定資産税が減免(※)されますが、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限が2年間延長。
- ※通常、評価額の1.4%のところ、投資後3年間、ゼロ~1/2軽減(軽減率は、各自体によって異なります)

中小企業経営強化税制の拡充、運用の弾力化 [別添⑫]

- ・新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型を追加。
 - ・事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7%の税額控除を認める。
 - ※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要
 - ・また、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間に申請を受理することします。
- <経営力向上計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keie/kyoka/>

少額減価償却資産の特例 [別添⑬]

- ・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能。

参考: 支援策パンフレット(中小企業庁)(全体版) <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

インフォメーション

海技協 販売図書案内

図書名	概要	体裁	発行年月	販売価格
作業船団の運航に伴う 環境保全対策マニュアル (改訂版) (国土交通省港湾局監修)	作業船団の運航に伴い自らが発生する排水等の環境阻害要因に対する方策を取りまとめたマニュアル 海洋汚染防止条約(マルポール条約)の付属書採択に伴う国内法の改正を反映 ・「港湾工事共通仕様書」に参考図書として記載	A4版 100ページ	平成30年4月	会 員 2,000 円 非会員 2,500 円 (消費税別、送料別)
作業船団安全運航指針 (改訂版) (国土交通省港湾局監修)	作業船団の安全な運航に対する安全衛生管理、操船、係留時等の安全対策及び作業船による架空送電線事故防止対策を取りまとめた指針 労働安全衛生法等の改正を反映、船員労働安全衛生規則に規定されている経験又は技能を要する危険作業に関する事項を新たに記載 ・「港湾工事共通仕様書」に参考図書として記載	A5版 200ページ	令和2年6月	会 員 2,000 円 非会員 2,500 円 (消費税別、送料別)

※購入は「図書名、部数、送付先、担当者、連絡先、請求書あて先」を記入した FAX 又はメールで、協会事務局へ申し込んで下さい。

FAX 番号 :03-5640-9309

E-mail:honbu@kaigikyo.jp

マリーナ・プロフェッショナル
海技協会報2020.7 VOL.136



禁無断転載

発行日 令和2年7月

発行所 一般社団法人日本海上起重技術協会
広報委員会

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8

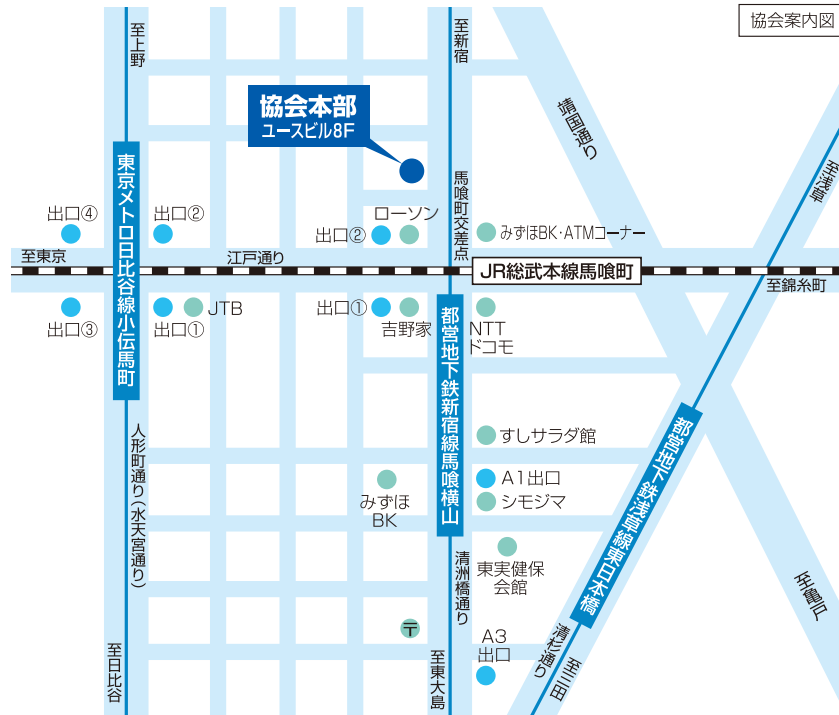
ユースビル8F

TEL 03-5640-2941

FAX 03-5640-9303

印刷 株式会社 TBSグロウディア

一般社団法人 **日本海上起重技術協会**



本部	〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8F TEL 03(5640)2941 FAX 03(5640)9303 URL http://www.kaigikyo.jp/ E-mail honbu@kaigikyo.jp
北海道支部	〒060-0061 札幌市中央区南1条西7丁目16-2 岩倉建設(株)内 TEL 011(281)7710 FAX 011(281)7724
東北支部	〒030-0821 青森市勝田2-23-12 (株)細川産業内 TEL 017(723)1451 FAX 017(774)6541
関東支部	〒104-0044 東京都中央区明石町13-1 (株)古川組内 TEL 03(3541)3601 FAX 03(3541)3695
北陸支部	〒951-8650 新潟市中央区西湊町通三ノ町3300-3 (株)本間組内 TEL 025(229)8473 FAX 025(228)9614
中部支部	〒413-0011 熱海市田原本町9-1 青木建設(株)内 TEL 0557(82)4181 FAX 0557(81)3940
近畿支部	〒652-0831 神戸市兵庫区七宮町2-1-1 寄神建設(株)内 TEL 078(681)3126 FAX 078(682)8115
中国支部	〒723-0016 三原市宮沖1-13-7 山陽建設(株)内 TEL 0848(62)2111 FAX 0848(63)0336
四国支部	〒781-0112 高知市仁井田1625-2 大旺新洋(株)内 TEL 088(847)2112 FAX 088(847)6576
九州支部	〒808-0027 北九州市若松区北湊町3-24 (株)近藤海事内 TEL 093(761)1111 FAX 093(761)1001
沖縄支部	〒900-8505 那覇市久茂地3-21-1 (株)國場組内 TEL 098(862)3447 FAX 098(861)1042